

企画競争実施の公示

平成28年9月29日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局

紀南河川国道事務所長

水野 浩次

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 紀南河川国道事務所HP更新業務

(2) 業務内容 本業務は、紀南河川国道事務所のホームページにおいて、「道路情報」「河川情報」など事務所の取り組みなどを分かり易く紹介することや「防災情報」の円滑な情報提供を行うことを目的として、ホームページのリニューアルを実施するものである。

(3) 業務目的

- ・計画準備 : 1式
- ・改良検討 : 1式
- ・コンテンツ作成 : 1式
- ・防災情報表示システム構築 : 1式
- ・システム動作検証 : 1式
- ・システム導入 : 1式
- ・報告書作成 : 1式

(4) 履行期間 契約の翌日から平成29年3月10日まで

(5) 履行場所 和歌山県田辺市中万呂142（紀南河川国道事務所）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 同種又は類似業務の実績

1) 企画提案書を提出する者（企業）は、平成18年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される同種又は類似業務の実績を1件以上有すること。

同種業務：国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人）・地方公共団体が運営又は管理するホームページのレイアウトの企画作成又は改良を行った業務

類似業務：上記以外のホームページのレイアウトの企画作成又は改良を行った業務

- 2) 配置予定主任技術者は、平成18年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される同種又は類似業務の実績を1件以上有すること。

同種業務：国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人）・地方公共団体が運営又は管理するホームページのレイアウトの企画作成又は改良を行った業務

類似業務：上記以外のホームページのレイアウトの企画作成又は改良を行った業務

- (5) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付をうけた者であること。
(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

- (1) 担当部局

〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂142

近畿地方整備局紀南河川国道事務所 経理課 契約第一係

電話：0739-22-4566

FAX：0739-26-3991

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 交付期間 平成28年9月29日（木）から平成28年10月19日（水）までのうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から16時00分まで。

- 2) 交付場所 上記3.(1)に同じ。

- 3) 交付方法 書面により交付を行う。説明書の交付を希望する場合は、予め上記の3.(1)担当まで事前に連絡すること。

- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- 1) 提出期限 平成28年10月19日（水）16時00分

- 2) 提出場所 上記3.(1)に同じ。

- 3) 提出方法 上記3.(1)に掲げる担当部局まで持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は信書便により提出すること。

- (4) 企画提案に関するヒアリングは行わない。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。

- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。